

附属書

通信端末機器及び無線機器に関する分野別附属書

第A部

対象範囲

1 この分野別附属書は、第B部第一節に特定する各締約国の関係法令及び運用規則に定める通信端末機器及び無線機器であつて、当該締約国において適合性評価機関が実施する適合性評価手続の対象となるすべてのものに関する適合性評価手続に適用する。

2 第B部にいう「改正」には、次のことを含むことが了解される。

(a) 一方の締約国が第B部に規定する自国の関係法令及び運用規則の全部又は一部を変更すること。この場合において、題名が変更されたかどうかを問わない。

(b) 一方の締約国が第B部に規定する自国の関係法令又は運用規則を廃止し、当該関係法令又は運用規則に代わる新たな法令又は運用規則を制定すること。この場合において、題名が変更されたかどうかを問

わない。

(c) 一方の締約国が第B部に規定する自国の関係法令及び運用規則の全部又は関連部分を他の法令又は運用規則に組み入れること。

第B部

第一節 この分野別附属書が対象とする通信端末機器及び無線機器を定める関係法令及び運用規則

日 本 国	シンガポール
一 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）及びその改正 二 端末機器の技術基準適合認定及び設計についての認証に関する規則（平成十一年郵政省令第十四号）及びその改正	一 シンガポール情報通信開発庁法（第二百二十七A章）及びその改正 二 電気通信法（第二百二十三章）及びその改正 三 電気通信機器承認手引（二千一年）及びその改正

<p>三 電波法（昭和二十五年法律第百二十一号）及びその改正</p> <p>四 特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）及びその改正</p>	
--	--

第二節 技術上の要件及び適合性評価手続を定める関係法令及び運用規則

<p>日本国</p> <p>一 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）及びその改正</p> <p>二 端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）及びその改正</p> <p>三 端末機器の技術基準適合認定及び設計について</p>	<p>シンガポール</p> <p>一 シンガポール情報通信開発庁法（第百二十七A章）及びその改正</p> <p>二 電気通信法（第三百二十三章）及びその改正</p> <p>三 電気通信機器承認手引（二千一年）及びその改正</p>
--	--

の認証に関する規則（平成十一年郵政省令第十四号）及びその改正

四 電気通信事業法に基づく認定試験事業者等に関する省令（平成十一年郵政省令第十五号）及びその改正

五 電波法（昭和二十五年法律第二百一十一号）及びその改正

六 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）及びその改正

七 特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）及びその改正

八 認定点検事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）及びその改正

第二節 指定当局

<p>日 本 国</p>	<p>シンガポール</p>
<p>総務省又はこれを承継する当局</p>	<p>シンガポール情報通信開発庁又はこれを承継する当局</p>

第四節 指定基準を定める関係法令及び運用規則

<p>日本国の要件に即して適合性評価を実施する適合性評価機関の指定においてシンガポールが適用する基準</p>	<p>シンガポールの要件に即して適合性評価を実施する適合性評価機関の指定において日本国が適用する基準</p>
<p>一 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）及びその改正 二 端末機器の技術基準適合認定及び設計についての認証に関する規則（平成十一年郵政省令第十四</p>	<p>一 シンガポール情報通信開発庁法（第二百二十七A章）及びその改正 二 電気通信法（第二百二十三章）及びその改正</p>

<p>号)及びその改正</p> <p>三 電気通信事業法に基づく認定試験事業者等に関する省令(平成十一年郵政省令第十五号)及びその改正</p> <p>四 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)及びその改正</p> <p>五 特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)及びその改正</p> <p>六 認定点検事業者等規則(平成九年郵政省令第七十六号)及びその改正</p>	<p>三 電気通信機器承認手引(二十一年)及びその改正</p> <p>四 電気通信機器の適合性評価を行う試験機関及び認証機関の指定制度(二十一年)及びその改正</p>
---	---

電気製品に関する分野別附属書

第A部

対象範囲

1 この分野別附属書は、第B部第一節に特定する各締約国の関係法令及び運用規則に定める電気製品であつて、当該締約国において適合性評価機関が実施する適合性評価手続の対象となるすべてのものに関する適合性評価手続に適用する。

2 第B部にいう「改正」には、次のことを含むことが了解される。

(a) 一方の締約国が第B部に規定する自国の関係法令及び運用規則の全部又は一部を変更すること。この場合において、題名が変更されたかどうかを問わない。

(b) 一方の締約国が第B部に規定する自国の関係法令又は運用規則を廃止し、当該関係法令又は運用規則に代わる新たな法令又は運用規則を制定すること。この場合において、題名が変更されたかどうかを問わない。

(c) 一方の締約国が第B部に規定する自国の関係法令及び運用規則の全部又は関連部分を他の法令又は運用規則に組み入れること。

第B部

第一節 この分野別附属書が対象とする電気製品を定める関係法令及び運用規則

<p>日本国</p>	<p>シンガポール</p>
<p>一 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百二十四号）及びその改正 二 電気用品安全法施行令（昭和二十七年政令第二百二十四号）及びその改正</p>	<p>一 消費者保護（表示及び安全要件）法（第五十三章）及びその改正 二 消費者保護（安全要件）規則（二千二年及びその改正）</p>

第二節 技術上の要件及び適合性評価手続を定める関係法令及び運用規則

<p>日本国</p>	<p>シンガポール</p>
<p>一 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百二十四号）及びその改正</p>	<p>一 消費者保護（表示及び安全要件）法（第五十三章）及びその改正</p>

<p>二 電気用品安全法施行規則（昭和二十七年通商産業省令第八十四号）及びその改正</p> <p>三 電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和二十七年通商産業省令第八十五号）及びその改正</p> <p>四 電気用品の技術上の基準を定める省令の取扱細則（昭和五十年五十資公部第九十二号）及びその改正</p>	<p>二 消費者保護（安全要件）規則二千二年及びその改正</p> <p>三 消費者保護（安全要件）登録制度情報小冊子（二千二年版）及びその改正</p>
--	---

第三節 指定当局

<p>日本国 経済産業省又はこれを承継する当局</p>	<p>シンガポール シンガポール生産性標準庁又はこれを承継する当局</p>
---------------------------------	---

第四節 指定基準を定める関係法令及び運用規則

<p>日本国の要件に即して適合性評価を実施する適合性評価機関の指定においてシンガポールが適用する基準</p>	<p>シンガポールの要件に即して適合性評価を実施する適合性評価機関の指定において日本国が適用する基準</p>
<p>一 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百二十四号）及びその改正</p> <p>二 電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第二百二十四号）及びその改正</p> <p>三 電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）及びその改正</p>	<p>一 シンガポール生産性標準庁法（第二百三A章）及びその改正</p> <p>二 シンガポール生産性標準庁（適合性評価）規則（二千二年及びその改正）</p> <p>三 シンガポール生産性標準庁（適合性評価）情報小冊子（二千二年版）及びその改正</p>